

管理栄養士・栄養士倫理綱領

本倫理綱領は、すべての人びとの「自己実現をめざし、健やかによりよく生きる」とのニーズに応え、管理栄養士・栄養士が、「栄養の指導」を実践する専門職としての使命と責務を自覚し、その職能の発揮に努めることを社会に対して明示するものである。

(制定 平成14年4月27日／改訂 平成26年6月23日)

1 管理栄養士・栄養士は、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、専門職として、この職業の尊厳と責任を自覚し、科学的根拠に裏づけられかつ高度な技術をもって行う「栄養の指導」を実践し、公衆衛生の向上に尽くす。

2 管理栄養士・栄養士は、人びとの人権・人格を尊重し、良心と愛情をもって接するとともに、「栄養の指導」についてよく説明し、信頼を得るように努める。また、互いに尊敬し、同僚及び他の関係者とともに協働してすべての人びとのニーズに応える。

3 管理栄養士・栄養士は、その免許によって「栄養の指導」を実践する権限を与えられた者であり、法規範の遵守及び法秩序の形成に努め、常に自らを律し、職能の発揮に努める。また、生涯にわたり高い知識と技術の水準を維持・向上するよう積極的に研鑽し、人格を高める。

(日本栄養士会 管理栄養士・栄養士倫理綱領より抜粋)

個人情報の取り扱い

1 法令の遵守

栄養ケアの業務に関して、個人情報（従業員等の個人情報を含む。）の取得（収集を含む。）、利用、提供、預託、その他の取り扱いを行う場合には、個人情報保護法その他の法令を遵守すること。

2 事業終了後の取り扱い

事業終了時には、栄養ケアの業務に関する個人情報を含む資料、記憶、媒体等を返却し、または、廃棄すること。また、事業実施中に知り得た個人情報の扱いは、事業終了後においても、個人情報保護にかかる法令の精神に則って、これを行う。

お願い

1 業務については、会員個人にお願いいたします。
勤務者の場合は、所属する事業所に副業の許可を取ってください。
なお、報酬のお支払いは、個人対応となります。

2 原則として、本会が開催する「資質向上研修」にご参加ください。

3 事業の依頼や報告書の提出など、基本的にEメールでおこないますので、必ず連絡が取れるメールアドレスをご登録ください。

4 登録内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。